四　法第十一条第一項の認証の技術的基準に適合することを示す事項
（削る）
五　（略）
（小分け業者の認証の技術的基準）
第三十三条　法第十一条第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる事項について、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。
一　小分けの業務に必要な組織及び当該業務の管理運営に関する事項
二　格付の表示を付する組織並びに格付の表示の貼付、格付の表示に関する記録の作成及び保存その他の格付の表示の実施方法
（輸入業者の認証の申請）
第三十四条　法第十二条第一項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。
一　（略）
二　格付の表示を付そうとする農林物資の種類
三　当該農林物資の輸入を行う事業所の名称及び所在地
四　法第十二条第一項の認証の技術的基準に適合することを示す事項
（削る）
五　（略）
（証明書に記載すべき事項）
第三十五条　法第十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
一・二　（略）
三　証明に係る農林物資の種類及び量
四　当該農林物資に係る取扱業者、生産行程管理者、流通行程管理者（法第十条第三項に規定する流通行程管理者をいう。以下同じ。）又は小分け業者の認証に相当する行為を行った外国の機関の名称及び住所
五　当該農林物資について格付が行われたものである旨
（輸入業者の認証の技術的基準）
第三十六条　法第十二条第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる事項について、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。
一　輸入品の受入れ及び保管の業務に必要な組織及び当該業務の管理運営に関する事項
二　格付の表示を付する組織並びに格付の表示の貼付、格付の表示に関する記録の作成及び保存その他の格付の表示の実施方法
（農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国）
第三十七条　法第十二条第二項の農林水産省令で定める国は、有機農産物及び有機農産物加工食品（令第十七条第二号に規定する飲食料品をいう。以下同じ。）について、アメリカ合衆国、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、スイス及びニュージーランド並びに欧州連合の加盟国とする。

四　次条各号に掲げる事項
五　格付の表示に関する記録の作成及び保存に関する事項
六　（略）
（小分け業者の認定の技術的基準）
第三十三条　法第十五条第一項の認定の技術的基準は、次に掲げる事項について、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。
一　小分けし及び格付の表示を付するための施設
二　小分けの実施方法
三　小分けを担当する者の資格及び人数
四　格付の表示を付する組織及び実施方法
五　格付の表示を担当する者の資格及び人数
（輸入業者の認定の申請）
第三十四条　法第十五条の二第一項の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認定機関に提出してしなければならない。
一　（略）
二　格付の表示を付そうとする指定農林物資の種類
三　当該指定農林物資の輸入を行う事業所の名称及び所在地
四　第三十六条各号に掲げる事項
五　格付の表示に関する記録の作成及び保存に関する事項
六　（略）
（証明書に記載すべき事項）
第三十五条　法第十五条の二第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
一・二　（略）
三　証明に係る指定農林物資の種類及び量
四　当該指定農林物資に係る生産行程管理者（法第十四条第二項の生産行程管理者をいう。以下同じ。）の認定に相当する行為を行った外国の機関の名称及び住所
五　当該指定農林物資について格付が行われたものである旨
（輸入業者の認定の技術的基準）
第三十六条　法第十五条の二第一項の認定の技術的基準は、次に掲げる事項について、農林水産大臣が指定農林物資の種類ごとに定めるものとする。
一　輸入品の受入れ及び保管のための施設
二　輸入品の受入れ及び保管の実施方法
三　輸入品の受入れ及び保管を担当する者の資格及び人数
四　格付の表示を付する組織及び実施方法
五　格付の表示を担当する者の資格及び人数
（指定農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国）
第三十七条　法第十五条の二第二項の農林水産省令で定める国は、第四十条第四号に規定する有機農産物及び有機農産物加工食品について、アメリカ合衆国、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、スイス及びニュージーランド並びに欧州連合の加盟国とする。